

## 広報すぎなみへの広告掲載募集案内（令和7年度版）

「広報すぎなみ」への広告掲載を次のとおり募集します。

### 1 広告媒体となる「広報すぎなみ」の概要

「広報すぎなみ」は、杉並区（以下「区」といいます。）の施策や講演・講座などの各種事業や区共催・後援の事業を区民の方にお知らせすることを目的とした区の広報紙です。

(1) 発行部数 約153,000部（令和5年度実績）

(2) 発行時期 毎月2回（1日・15日）

(3) 主な配布方法

- ① 新聞折り込み（朝日新聞、読売新聞、日本経済新聞、毎日新聞、産経新聞、東京新聞の日刊6紙）
- ② 区役所、区民事務所、図書館、地域区民センターをはじめとする区立施設のほか、区内・区周辺の各駅、区内郵便局、公衆浴場、スーパーマーケット、コンビニエンスストアなどの広報スタンド
- ③ 広報紙が入手困難である希望者への個別配布
- ④ 区公式ホームページ上へ電子版広報紙（PDFファイル）の掲載
- ⑤ 無料アプリケーションソフト「マチイロ」

### 2 募集する広告の規格、掲載料等及び募集枠数

(1) 規格及び掲載料

種別	規格(縦×横)	掲載位置	刷色	1号掲載料	掲載枠のある号
1号広告	10ミリメートル ×235ミリメートル	中面欄外	4色	10,000円	原則 毎号 (1日・15日)

(2) 掲載位置

〈広告記載枠の例〉参照

(3) 募集枠数

各号4枠（1号につき1社1枠）

### 3 申込方法

申込書に広告原稿案を添えて、3ページ「7 担当」へ郵送、持参、ファクス及びメールで提出してください。

広告原稿には、事業者名及び問い合わせ先の電話番号を必ず記載してください。

二次元コードを掲載する場合には、スミベタ又はグレースケールで作成してください。スミベタやグレースケールに変換できていない場合、印刷時にインクがにじみ、うまく読み込めない場合があります。

広告原稿案の作成及び申込みに係る費用は、申込者の負担となります。

※申込書は区ホームページからダウンロードすることができます。

#### 4 申込期限

掲載募集号	募集開始日	申込締切日
令和7年4月1日号 ～6月15日号の毎号	令和7年1月1日(祝)	1月31日(金)
7月1日号～9月15日号の毎号	4月1日(火)	4月30日(水)
10月1日号～12月15日号の毎号	7月1日(火)	7月31日(木)
令和8年1月1日号～ 3月15日号の毎号	10月1日(水)	10月31日(金)

※掲載号に空きがある場合は随時追加募集します。お問い合わせください。

#### 5 申込後の流れ

##### (1) 審査等

- 区の実施要綱及び広告掲載基準に基づき、申込みのあった広告内容を審査します。
- 審査に必要な書類の提示を求めることがあります。
- 希望掲載枠に複数の申込みがあった場合は、広告内容を審査し、掲載が可能なものについて次の優先順位を考慮します。同一の順位が複数の場合は抽選により掲載を決定します。
  - ① 区内に事業所等を有する公益法人及び区内に事業所等を有する民間事業者等のうち公共性の高い業種のもの（電気、ガス、交通等）
  - ② 区内に事業所を有する民間事業者その他の団体
  - ③ 上記①②以外の公益法人及び民間事業者その他の団体

##### (2) 掲載可否の決定通知

申込み締切り後、1週間程度で「広告掲載（可・否）決定通知書」を送付します。

##### (3) 広告正本原稿の提出

- 印刷の版下となる正本原稿は、原則としてイラストレーター（Adobe Illustrator バージョン CS3 以上推奨）で作成し、完成したイラストレーターデータでアウトライン化したもの及び PDF を提出してください。

- 広告には、0.1 ミリメートル程度の外ケイ（墨 50%）で囲みを付けてください。
- 作成費用は申込者の負担となります。
- 申込時に提出した原稿案で対応可能な場合は、新たに正本原稿を提出する必要はありません。
- 正本原稿の提出に当たり、レイアウトの修正は可能ですが、原稿案と異なる広告内容（記載事項）とすることはできません。レイアウトの修正がある場合は別途下記「7 担当」までご相談ください。

#### （4）広告掲載料の納付

- 広告掲載を決定した方（以下「申込者」という。）には、決定通知と併せて納入通知書を送付しますので、納入期限までに納付してください。
- 決定した広告掲載料額を一括納付していただきます。
- 既納の広告掲載料は返還しません。ただし、広告主の責によらない事由により広告が掲載できなかった場合は、広告掲載料の一部又は全部を返還します。

## 6 注意事項

次の場合は広告の掲載を中止することがあります。

- （1）当該広告媒体の編集、発行又は配布その他管理において支障があるとき。
- （2）申込者が原稿等を指定期日までに提出しなかったとき。
- （3）申込者が広告掲載料を指定期限までに納入しなかったとき。
- （4）広告掲載後に別に定める広告掲載基準に反することが明らかになったとき。
- （5）その他区長が必要と認めたとき。

## 7 担当

杉並区総務部広報課広報係（東棟 5 階）

住 所 〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1 丁目 15 番 1 号

電 話 3 3 1 2 - 2 1 1 1（内線 1 5 0 5）

F A X 3 3 1 2 - 9 9 1 1

メールアドレス koho-suginami@city.suginami.lg.jp